

感染症(新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ以外)による出席停止について

感染症を疑う症状がみられた場合には、登校を自粛し速やかに医療機関を受診してください。出席停止の感染症に罹患した場合は、無理をせず感染拡大しないよう慎重な対応をお願いいたします。学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。出席停止になる感染症については、下記の表をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)・インフルエンザ以外の感染症に罹患し欠席した場合は、【治癒証明書】を主治医に記入してもらい、出席停止解除後に担任へ提出してください。

分類	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第二種	感染症ごとに個別に定められている。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。	
	新型コロナウイルス感染症(COVID-19) (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る)	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 *その他の感染症 溶蓮菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)など	病状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで *その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることができる疾患です。

主治医 殿

淑徳巣鴨中学高等学校
校長 矢 島 勝 広

貴医で治療中のことでしたが、治癒し感染の恐れがないと認められましたら、証明をお願いいたします。

【 治 癒 証 明 書 】

中学 ・ 高校 _____ 年 _____ 組 _____ 番 _____ 氏名 _____

上記の生徒は、病名： _____ が、
治癒し感染の恐れがないと判断いたしましたので、登校することを許可します。

【治療期間： _____ 月 _____ 日 ～ _____ 月 _____ 日】

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名：

医師名：

印

保健室	教務	担任
-----	----	----